

公益財団法人 島根県環境保健公社
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人島根県環境保健公社(以下、「公社」という。)の定款第12条及び定款第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、公社を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 公社は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬等を支給する。
- 3 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 4 評議員の報酬については、定款第12条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 公社の役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員

- ① 報酬は、別表第1「常勤役員の報酬の上限額」のとおりとし、理事会において定めるものとする。
- ② 賞与は、別表第2「常勤役員賞与の上限額」のとおりとし、理事会において定めるものとする。
- ③ 実態に応じて、通勤手当を支給することができる。支給額については、公益財団法人島根県環境保健公社職員給与規程の例による。
- ④ 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない

(2) 非常勤役員

報酬は、別表第3「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

(3) 評議員

報酬は、別表第4「評議員の報酬」に定める金額とする。

(支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、理事会で定めるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席等の都度支給する。

(費用)

第6条 会社は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第7条 会社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、会社の公益財団法人設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条(1)、第5条第1項、別表第1及び別表第2の改正規定は同年7月1日から適用する。
- 3 この規程は令和2年6月19日から施行する。

【別表】

[別表第1] 常勤役員の報酬の上限額

一人につき年 600 万円

[別表第2] 常勤役員賞与の上限額

一人につき年 600 万円から当該年度に支給する年間報酬額を差し引いた額

[別表第3] 非常勤役員の報酬

理事会及び評議員会の出席等の都度	一人一律	7,000 円 (監事の監査を除く。)
------------------	------	------------------------

監事の監査	一人一日	30,000 円
-------	------	----------

[別表第4] 評議員の報酬

評議員会出席等の都度	一人一律	7,000 円
------------	------	---------